明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○クリーニング業法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働一九六）　一

〔告　示〕
○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が定める特定の職種及び作業の一部を改正する件（法務・厚生労働二）　一六
○国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件（国土交通一四四一）　一八

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一九
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、日本弁護士連合会公示送達関係　三七
地方公共団体
教育職員免許状失効、無縁墳墓等改葬、漁船及びその所有者の所在を尋ねる公告関係　三八
会社その他
会社決算公告　三九
四〇

省令

○厚生労働省令第百九十六号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第五条の六、美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）第五条の六、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第七条第五項及びクリーニング業法施行令（昭和二十八年政令第二百三十三号）第一条第一項の規定に基づき、並びに建築物における衛生的環境の確保に関する法律を実施するため、クリーニング業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月八日

厚生労働大臣　田村　憲久

クリーニング業法施行規則等の一部を改正する省令

（クリーニング業法施行規則の一部改正）

第一条　クリーニング業法施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。